

## 令和7年度第1回山形県私立学校審議会議事録

- 1 日 時 令和7年12月24日（水） 13時30分から14時50分まで
- 2 場 所 県庁1001会議室
- 3 委員定数 11人
- 4 出席委員 9人  
玉手英利、工藤恵子、奥山優佳、阿部則裕、九里廣志、齋藤哲、千葉亮子、山本絵里子、御船明彦（敬称略）  
欠席委員 2人 阿部喜明、原田久雄（敬称略）  
委員の過半数である9人出席。私立学校審議会規則第4条により当審議会は成立
- 5 開 会（13時30分）

- 6 諒問事項及び協議事項
- 諒問第1号 「聖公会マルコ学園」の学校法人解散認可について  
諒問第2号 「松岬学園」の学校法人解散認可について  
諒問第3号 「和光幼稚園」の収容定員に係る学則変更認可について  
諒問第4号 「河北幼稚園」の収容定員に係る学則変更認可について  
諒問第5号 「南山形幼稚園」の収容定員に係る学則変更認可について  
諒問第6号 「惺山高等学校 通信制課程」の収容定員に係る学則変更認可について  
協議第1号 「大江幼稚園」の収容定員に係る学則変更認可に係る事業計画について

- 7 審議の経過及び結果
- 私立学校審議会規則第2条により玉手会長が議長となり、審議に入った。はじめに議事録署名人の指名が行われ、議長より議事録署名人に千葉亮子委員と御船明彦委員を指名した。

- (1) 諒問第1号について  
事務局より諒問内容を説明し、審議を行った。

<主な質疑・意見等>

- ・債務超過の場合、破産手続を開始せずに、解散認可をしても問題はないか。私立学校法第110条2項で「学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合は、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない」とされている。（委員）
- ・確認する。（事務局）

諒問第1号については、継続審議とすることを確認した。

- (2) 諒問第2号について  
事務局より諒問内容を説明し、審議を行った。

（質疑、意見等なし）

諮問第2号については、認可を可とする答申を行うことを確認した。

(3) 諒問第3号について

事務局より諮問内容を説明し、審議を行った。

<主な質疑・意見等>

- ・4、5歳児の定員が3歳児の定員より少ないのはなぜか。(委員)
- ・年少児の入園希望が多いと聞いている。(事務局)

諮問第3号については、認可を可とする答申を行うことを確認した。

(4) 諒問第4号について

事務局より諮問内容を説明し、審議を行った。

(質疑、意見等なし)

諮問第4号については、認可を可とする答申を行うことを確認した。

(5) 諒問第5号について

事務局より諮問内容を説明し、審議を行った。

<主な質疑・意見等>

- ・3歳児の定員は45名であり、設置基準上学級数は3になるのではないか。また、4歳児の定員が25名、5歳児の定員が50名の考え方はどうか。(委員)
- ・確認する。(事務局)

諮問第5号については、継続審査とすることを確認した。

(6) 諒問第6号について

山本委員が当該諮問事項について、私立学校法第13条の「自己の関係する学校等に関する事件」にあたるため、審議前に退席した。

事務局より諮問内容を説明後、齋藤哲委員から令和7年11月28日に実施した現地調査の結果について報告があり、審議を行った。

<報告内容>

校長、事務長の同席を得て説明を受けた後、現地確認を実施し、特に問題がないことを確認した。定員設定について推計に基づく現実的なものとするよう意見を述べ、学校法人で見直した結果、今回の申請となつたことを報告する。(齋藤委員)

(質疑、意見等なし)

諮問第6号については、認可を可とする答申を行うことを確認した。

(7) 協議第1号について

事務局より内容を説明し、審議を行った。

＜主な質疑・意見等＞

- ・出生数が激減しているが、大江町とは調整しているのか（委員）
- ・大江町と学校法人で検討のうえ提出された計画である。町外からの移住者が増えているほか、町立保育園の閉園に伴い一時的に園児が増加するため、定員を増やす必要がある（事務局）

協議第1号については、事業計画のとおり実施して支障がないということを確認した。

8 私立学校審議会規則の一部改正について

事務局より内容を説明し、審議を行ったところ、原案のとおり一部改正することを決定した。

9 報告事項

(1) 報告事項1 「第80回全国私立学校審議会連合会総会」について九里委員から報告した。

＜主な質疑・意見等＞

- ・全国私立学校審議会連合会の専修学校や幼稚園関係の専門部会にも参加できるようにしてほしい（委員）

10 その他

＜主な質疑・意見等＞

- ・教員養成課程で勉強する内容と現実とのギャップに悩む学生が多いので、県としてどう考えるのか、そのことについて話し合える場があればよい。（委員）
- ・国が次々と新しい施策を打ち出しているものの自治体が手遅れになりがちであり、山形の教育をどうしていくか意見交換の場を設けるべき。山形大学でもやまがた社会共創プラットフォームを通じ高等教育のグランドデザインを策定する予定だが、県全体で議論する場が必要である。また、「教育の質の保証」は、私立学校の特色ある教育に公の枠をはめることになりかねないので慎重に進める必要がある。（委員）
- ・子どもの数が減る中、大人が自分ごととして関わることが必要である一方、お金を払って学校にお任せしている意識の保護者もいるため、意識改革が必要である。広域通信制に生徒が流れているが、本県としては総合的に人が介在することでできうる教育を進めていくことが大事である。そのためには保護者の意識醸成や地域の協力が不可欠である。（委員）

11 閉会（14時50分）